

学校感染症と出席停止期間

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	感染症名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日経過、かつ、解熱後2日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現後5日経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後、2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他	ウイルス性肝炎、マイコプラズマ肺炎溶連菌感染症、感染性胃腸炎など	*罹患時の症状や感染経路、周囲の流行状況に応じて第3種学校感染症として取り扱う場合もあるため 医師の指示に従う （必ずしも出席停止になるわけではありません）

＜学校感染症にかかった場合の手続き＞

- ① 医師に学校感染症と診断されたら学生支援班に電話連絡し、公休手続きの方法を確認してください。
学生支援班 TEL 078-794-8132
- ② 医師の登校許可後、「診断書」または本学指定様式の「学校感染症罹患証明書」を学生支援班に提出し、所定の手続きをとると、出席停止期間は公休扱いとなります。
※「学校感染症罹患証明書」は、保健室ホームページからダウンロードできます。